(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十四号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
市川市稲荷木一丁目五一一番一二から同市鬼高四丁目二七九番六まで	前	四五・七八～二五一・四九メートル	〇〇・二八八キロメートル
	後	五七・四九～三二一・七二メートル	〇〇・二八八キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

○関東地方整備局告示第三百十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年六月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月二十八日

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号	南魚沼市関字東町下九二七番五から同市関字中島三四八番四地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年六月二十八日

○北陸地方整備局告示第六十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年六月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月二十八日

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号及び十七号	新潟市南区戸頭字浦廻二一九五番一から同市南区戸頭字浦廻二一五六番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年六月二十八日

○中部地方整備局告示第百三十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年六月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月二十八日

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	豊川市白鳥町穴田一一二番一から同市白鳥町穴田六二番一まで	中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年六月二十八日

○近畿地方整備局告示第百五十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年六月二十八日

近畿地方整備局長　谷本　光司

一　登録番号
　近畿地方整備局長　9
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
　株式会社技研
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	林　茂勝
変更後	—

(2)　変更年月日
　平成二十五年六月十日

○四国地方整備局告示第六十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年六月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月二十八日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　五十五号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
阿南市福井町日の地三八〇番五から徳島県海部郡美波町北河内字本村九三番二まで	前	A　八・〇〇～	五三・八〇メートル	一一・六五〇キロメートル	上記A・B・C・D及びEは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C・D・E　一一・二〇～一四五・三〇	九・三六二	
	後	A　八・〇〇～	五八・〇〇	一一・六五〇	
		B・C・D・E　一一・二〇～一四五・三〇	九・三六二	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○四国地方整備局告示第六十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年六月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月二十八日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三十号及び四百三十六号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
高松市玉藻町五一番一から同市玉藻町五五番一まで	前	二八・四八～三一・〇四メートル	〇〇・〇三一キロメートル
	後	二八・四八～三一・八一メートル	〇〇・〇三一キロメートル

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所